平成２３年（フ）第３７３号
札幌市豊平区平岸４条５丁目２番18号
債務者　坂井　翔太
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４２８号
札幌市中央区南17条西８丁目１番21号　ミール山鼻201号
債務者　庄司八重子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５３５号
札幌市清田区里塚１条３丁目２番40―1001号
債務者　飯岡　利子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４６号
茨城県つくば市飯田244番地28、申立時の住所茨城県つくば市谷田部1958―９　パールハイツ102号
債務者　宮本　孝一（旧姓大柳）
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第５３号
茨城県土浦市港町１丁目７番６号
債務者　市村　　忍
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１６１１号
千葉県船橋市習志野台４丁目82番12号コーポサンライズＢ―203号、申立時の住所千葉県船橋市習志野台８丁目24番20―121号
債務者　大川　光弘
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７３２号
千葉県船橋市三山９丁目27番16号
債務者　岩瀬　藤男
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７３３号
千葉県船橋市三山９丁目27番16号
債務者　岩瀬　幸恵
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４７号
千葉市若葉区みつわ台３丁目４番５棟104号
債務者　池田　博充
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６３７号
新潟市中央区近江２丁目24番19号　メゾネット山二２号、前住所新潟市中央区米山３丁目１番17―301号
債務者　濱口　　力
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６８号
新潟市北区葛塚4844番地５
債務者　高橋　香織
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７０号
新潟市西区小新大通１丁目５番49号
債務者　土田真樹男
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７８号
新潟市東区紫竹５丁目11番17号10　Ｅ＆ＭＣ号、前住所新潟市中央区東幸町６番１号ファインコート東幸608号
債務者　大谷るみ子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８２号
新潟市東区太平４丁目16番地９
債務者　高澤　啓二
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８３号
新潟市西蒲区巻甲840番地１　天理教千賀分教会、前住所大阪市生野区新今里６丁目９番17―201号
債務者　高嶋遣次郎
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８７号
新潟市北区川西４丁目17番地１
債務者　登石　　卓
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０４号
新潟市北区太郎代827番地
債務者　佐藤　和美
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
新潟地方裁判所民事部